



# 緑化協定とは～締結のすゝめ～

佐賀市では、市・市民・事業者が協働でみどりあふれるまちづくりを進めるため、「佐賀すみどりあふれるまちづくり条例」を制定しています。この条例に基づき、市と事業者が「緑化協定」を結び、分譲地購入者に承継すると、承継者は申請により緑化経費の一部について補助を受けることができます。

## 1. 緑化協定とは

連続する3区画以上の敷地の所有者等と市が、道路沿い(接道部)のみどりを増やし、きちんと維持管理をしていく合意ができたときに締結する協定です。

※分譲地については、敷地購入者が決定したら、承継届の提出が必要です。

※「みどり重点地区」では1区画の敷地の所有者等でも緑化協定の締結ができます。

◎みどり重点地区・・・平成23年に、緑化を重点的に推進することが必要な地区として指定。詳しくは裏面地図をご覧ください。

## 3. 協定締結の条件(いずれかを実施)

接道部に3本以上の高木植栽
接道部に延長5m以上奥行き1m以上の花壇設置
延長1mあたり2本の苗木を植栽する 延長5m以上の生垣設置

### ※維持管理を行うこと

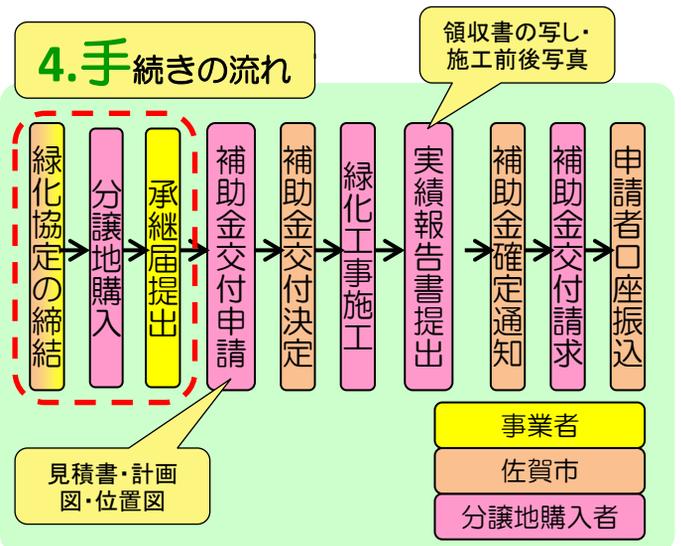
上記以外にも補助対象となる工事がありますのでお問い合わせください。

## 2. 協定を締結すると・・・

承継者(分譲地購入者)は補助金の交付申請により、緑化経費の一部(対象経費の2分の1で上限5万円)の補助を受けることができます。ただし、工事着工後の申請は補助対象となりません。

※ 建売住宅の場合、緑化工事をせずに売る場合か、緑化工事前に購入者が決定した場合について、購入者の名前で補助の申請ができます。

## 4. 手続きの流れ



### 問い合わせ先

佐賀市役所 緑化推進課 緑化推進係  
 (佐賀市栄町1-1 佐賀市役所6階)  
 電話:0952-40-7162 FAX:0952-26-7376  
 Mail: green@city.saga.lg.jp

現在、緑化支援補助金制度は承継者(分譲地購入者)の利用が多く、ご好評をいただいています！

# 「みどり重点地区」区域図

